

第 8 回 臨 時 庁 議 要 旨

日 時：平成 23 年 10 月 24 日（月）

午後 5 時 15 分

会 場：庁議室

[審議事項]

1 平成 24 年度予算編成方針について（総務部財政課）

平成 24 年度予算編成に当たり、震災の影響による厳しい歳入環境や震災復興基本計画への対応等その基本方針を取りまとめ、予算編成説明会を通して職員に周知するもの。

(1) 主な内容

① 平成 24 年度以降の財政見通し

歳入のうち市税について、平成 23 年度は震災対応のための減免、免除により急激に減少し、平成 24 年度以降も所得環境の悪化や人口減少、固定資産の流失等に伴い、震災以前への回復は難しい状況である。

地方交付税については、震災影響分を一定程度補てんする形で増額が見込まれるが、国の財政状況や震災対応への国庫負担が増大する中で予断を許さない状況であり、震災対応以外の増額は期待できず、歳入環境は厳しさを増す見込みである。

歳出については、市税の減収や災害対応事業のため発行した市債に係る公債費をはじめ、生活保護費の増大が見込まれるとともに、甚大な被害のあった特別会計や事業会計に対する繰り出し金や補助金等の増加が見込まれることから、歳出総額は当面増大した状態で推移する見通しである。

② 予算編成方針

ア 基本方針

徹底した復興事業へのシフトと重点化を基本に、可能な限り財源と人材を復興事業へ集中させ、市税収入等の激減に対応した歳入の確保と併せ経常的経費の大幅な削減、施策の厳しい選択等による財源ねん出を実施することとし、震災復興基本計画及び一括法施行等により権限移譲されるものを除き新規事業は原則認めない「復興本格化予算」を編成する。

イ 震災復興基本計画の確実な実行

震災復興基本計画に基づく事業については最優先に取り組む施策と位置付け、震災復興特別交付税や東日本大震災復興基金をはじめとする各種特定目的基金を活用して確実に実行する。

ウ 財源不足への対応と財政規律の保持

震災関連分を除く通常予算の財源不足に対しては、財源ねん出対策を実施し、経常的経費を対前年度 10%（一般財源ベース）削減する。

一方、震災関連事業を推進する中でも財政規律を保持するため、震災復興基本計画以外の普通建設事業については、継続中の国県補助事業を除き原則実施しない。

エ 職員人件費の削減

復興事業へのシフトによる市民サービスの一部低下が見込まれる中、職員も市民とともに負担を分かち姿勢、決意を示すため、一定程度の削減を実施する。

[報告事項]

1 東日本大震災により被災した公共施設の保全対策について（総務部管財課）

東日本大震災により被災し、使用不能となった公共施設 87 施設のうち 18 施設については入口の封鎖や修繕等の保全対策が取られているが、それ以外の施設について全庁的に保全対策を実施することとした。

(1) 主な内容

被災施設内への侵入や事故等の未然防止、施設内の文書や物品等を保全するため、各施設の改修、解体等を実施するまでの対策として、損壊部分の閉鎖や周囲遮蔽等の対策を行う。

保全対策は予備費により対応することとし、施設管理所管の各部において開口部閉鎖や周囲遮蔽等を実施し、それ以外の看板やトラロープについては管財課が一括して調達し、各部に配布する。

[その他]

1 支援物資について（産業部）

11月10日をもって待機所及び在宅避難者への配給を終了するにあたり、残存する支援物資の今後の取り扱いについて、避難所備蓄品とするなど有効的に活用することとしたい。その取扱いについて、産業部としてたたき台を作成したので、それに対する意見を含め、今後協議を進めていきたいので、各部持ち帰り検討をお願いしたい。

以上